

改正法律案ヲ審査スルニ右ハ貴族院議長上奏ノ通裁可ヲ奏請セラレ然ルベシト認ム

上諭案

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル國有財産法中改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ

公布セシム

御名 御璽

昭和十八年十月三十一日

内閣總理大臣

大藏大臣

法律第百二號

(上奏ノ通)

内

閣

貴族院ハ兩院ノ議ヲ經タル
國有財産法中改正法律案
ノ裁可ヲ奏請ス

昭和十八年十月二十八日

貴族院議長伯爵松平頼壽



國有財産法中左ノ通改正ス

第二十九條ノ二 第二十六條第二項ノ規定ハ大東亞戰爭中及其ノ終了後一年間ニ同條第一項

ノ規定ニ依リ帝國議會ニ報告スル國有財産増減總計算書又ハ國有財産現在額總計算書ニ付
テハ之ヲ適用セス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

國有財産法中改正法律案

右衆議院ノ議決ヲ經タル政府提出案本院ニ於
テ可決セリ依テ御執奏相成度議院法第三十一
條ニ依リ此段申進候也

昭和十八年十月二十八日

貴族院議長伯爵松平頼壽



内閣總理大臣東條英機殿



國有財產法中改正法律案帝國議
會へ提出ノ件

右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和十八年十月二十一日

内閣總理大臣東條英機



大甲三三二

十月三十一日裁可

昭和十八年十月二十日

內閣書記官長

之

內閣書記官



內閣總理大臣

片岡

法制局長官



外務大臣

海軍大臣

商工大臣

大東亞大臣

內務大臣

司法大臣

遞信大臣

岸國務大臣

大藏大臣

文部大臣

鐵道大臣

大森國務大臣

陸軍大臣

農林大臣

厚生大臣

後藤國務大臣

別紙大藏大臣請議國有財產

法中改正法律案

三
川
局

ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通
閣議決定帝國議會ニ提出セラレ可然ト認ム

法 律 案

呈 案 附 箋 ノ 通

國有財産法中改正法律案

右

勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

昭和十八年十月二十六日 衆

内閣總理大臣

大藏大臣

法制局

法制局大第一七四號

昭和十八年十月十七日

大藏省

戰時下國有財産ニ關スル事務ヲ簡素化シ且資材ノ節約ヲ圖ル爲國有財産法第二十六條第二項ノ規定ノ適用ヲ停止スルノ要アルヲ以テ右ニ關スル法律案ヲ第八十三回帝國議會ニ提出セントス
仍テ別紙法律案竝ニ同理由書ヲ具シ茲ニ閣議ヲ請フ

昭和十八年十月十六日

大藏大臣 賀屋 興



內閣總理大臣 東條 英機 殿

大甲 三三二

野島

國有財産法中改正法律案理由書

戦時下國有財産ニ關スル事務ヲ簡素化シ且資材ノ節約ヲ圖ル爲國有財産法中改正ヲ要スルモノアリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

參照

國有財產法

第五

第十年四月
第三號

國務大臣
署名

第二十六條 政府ハ毎會計年度間ニ於ケル國有財產増減總計算書及毎五年三月三十一日現在ノ國有財產現在額總計算書ヲ調製シ會計検査院ノ検査ヲ經テ之ヲ帝國議會ニ報告スヘシ
前項ノ國有財產増減總計算書ニハ各省ノ國有財產増減報告書ヲ、國有財產現在額總計算書ニハ各省ノ國有財產現在額報告書ヲ添附スヘシ

第二十九條 第二十六條ノ規定ニ依ル國有財產増減總計算書ハ本法施行ノ日ノ屬スル年度分ヨリ、國有財產現在額總計算書ノ第一回分ハ本法施行ノ日ノ現在ニ依リ之ヲ調製スヘシ
第三十條 北海道國有未開地處分法中ノ規定ハ本法ノ規定ニ抵觸スルモノト雖當分ノ内仍其ノ效力ヲ有ス

國有財產法中改正法律案

國有財産法中左ノ通改正ス

第二十九條ノ二 第二十六條第二項ノ規定ハ大東亞戰爭中及其ノ終了後一年間ニ同條第一項ノ規定ニ依リ帝國議會ニ報告スル國有財産増減總計算書又ハ國有財産現在額總計算書ニ付テハ之ヲ適用セス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

國有財産法中改正法律案理由書

戰時下國有財産ニ關スル事務ヲ簡素化シ且資材ノ節約ヲ圖ル爲國有財産法中改正ヲ要スルモノアリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

大甲一〇一

昭和十八年三月廿七日

昭和十八年三月二十二日

内閣書記官長

内閣書記官

内閣總理大臣

法制局長官

外務大臣

海軍大臣

商工大臣

大東亞大臣

内務大臣

司法大臣

遞信大臣

鈴木國務大臣

大藏大臣

文部大臣

鐵道大臣

安藤國務大臣

陸軍大臣

農林大臣

厚生大臣

別紙大藏陸軍海軍大東亞四大臣請議特殊
財産資金ニ屬スル財産ノ取扱等ニ關スル件

六井

法制局

ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通
閣議決定セラレ可然ト認ム

勅令案

朕特殊財産取扱令ヲ裁可シ
茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十八年三月二十六日

内閣總理大臣

大藏大臣

陸軍大臣

海軍大臣
大東亞大臣

勅令第百二號

呈案附箋、通

法制局大第××號

昭和十八年三月十九日

官房祕第六十九號

法制局

特殊財産資金特別會計法ノ制定ニ伴ヒ特殊財産資金ニ屬スル財産ノ取扱等ニ關スル勅令ヲ制定スルト共ニ臨時特殊財産取扱令ヲ廢止スルノ必要アリ

仍テ別紙勅令案ヲ具シ茲ニ閣議ヲ請フ

昭和十八年三月十九日

大藏大臣 賀屋 興

陸軍大臣 東條 英



本件ハ特殊財産資金特別會計法同日公布相成度

法制局

内閣官房總務課

御中

大甲一〇一

主任者

主計局第二課長河野大藏書記官

官内 8.3.20 書文

合

内閣總理大臣 東條英機 殿

海軍大臣 嶋田繁太郎

大東亞大臣 青木一男



大藏省

特殊財産取扱令

第一條 特殊財産資金ニ屬スル財産（以下特殊財産ト稱ス）ハ大藏大臣之ヲ管理ス但シ現金、債券及出資ニ依ル權利以外ノ財産（本邦ニ在ルモノヲ除ク）ノ保管、運営及處分ニ關スル事務ニシテ軍政施行地域其ノ他命令ヲ以テ定ムル地域ニ在ル財産又ハ直接軍用ニ供スル財産ニ關スルモノニ付テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣、其ノ他ノ財産ニ關スルモノニ付テハ大東亞大臣之ヲ管理ス

法人ノ出資者トシテノ議決權ハ前項ノ規定ニ拘ラス、本店又ハ主タル事務所ガ軍政施行地域其ノ他命令ヲ以テ定ムル地域ニ在ル

法人ニ係ルモノニ付テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣、其ノ他ノ地域（本邦ヲ除ク）ニ在ル法人ニ係ルモノニ付テハ大東亞大臣之ヲ行使ス

第二條 特殊財産ノ賣拂又ハ貸付ヲ爲ス場合ニ於テハ隨意契約ニ依ルコトヲ得

第三條 特殊財産ハ公共用、公用、公益事業用其ノ他之ニ準ズル用途ニ供スル爲テニ必要アル場合ニ於テハ之ヲ讓與スルコトヲ得

前項ノ讓與ヲ爲サントスルトキハ當該特殊財産ニ關スル事務ヲ管理スル大臣大藏大臣ニ協議スルコトヲ要ス

第四條 大藏大臣ハ特殊財産臺帳ヲ備ヘ特殊財産ノ得喪其ノ他ノ事項ヲ記載スベシ

大藏大臣、陸軍大臣、海軍大臣又ハ大東亞大臣ハ特殊財産整理簿ヲ

備へ特殊財産ノ保管、運営及處分ニ關スル事項ヲ記載スベシ

特殊財産臺帳及特殊財産整理簿ノ様式ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 前各條ニ規定スルモノノ外特殊財産ノ取扱ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 特殊財産資金特別會計法第十四條ニ規定スル現金ハ大藏大臣之ヲ保管ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時特殊財産取扱令ハ之ヲ廢止ス

理由

特殊財産資金特別會計法ノ制定ニ伴ヒ特殊財産資金ニ屬スル財産ノ取扱等ニ關スル勅令ヲ制定スルト共ニ臨時特殊財産取扱令ヲ廢止スルノ要アルニ依ル

參照

特殊財產資金特別會計法案

特殊財産資金特別會計法

第一條 特殊財産資金ヲ置キ其ノ歳入歳出ハ一般ノ會計ト區分シ特別會計ヲ設置ス

第二條 本會計ニ於テハ別ニ法律ヲ以テ定ムル時期迄ノ毎期間ヲ以テ一會計年度トス

第三條 政府ハ勅令ノ定ムル金額ヲ限リ漸次一般會計ヨリ本資金ニ繰入ルルモノトス

第四條 本資金ニ不足ヲ生ジタルトキハ借入金ヲ爲シ之ヲ補足スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル借入金ニ代ヘ國庫餘裕金ヲ繰替使用スルコトヲ得

第五條 沒收シタル敵産ハ戦利品及捕獲審檢令第二十八條ノ規定ニ依リ國ノ所得ト爲リタル

物件ニシテ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ於テ軍事上必要アリト認ムルモノヲ除クノ外之ヲ本資金ニ組入ルベシ

第六條 本資金ハ之ヲ帝國ノ管理スル敵産(敵産管理法ニ依ル敵産管理人ノ管理スル敵産ヲ

含ム以下同ジ)又ハ勅令ノ定ムルモノニ運用スルコトヲ得

第七條 本資金ハ特ニ必要アル場合ニ限り豫算ノ定ムル所ニ依リ之ヲ使用スルコトヲ得但シ
第三條ノ規定ニ依リ一般會計ヨリ繰入レタル金額及第四條ノ規定ニ依リ借入金ヲ以テ補足
シタル金額ノ合計額ニ相當スル分ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リ本資金ヲ使用セントスルトキハ其ノ金額ヲ一般會計ノ歳入ニ繰入レ同會
計ノ歳出トシテ拂出スベシ

第八條 本會計ニ於テハ運用上ノ諸收入金及附屬雜收入ヲ以テ其ノ歳入トシ前條ノ規定ニ依
ル一般會計ヘノ繰入金、管理費、一時借入金ノ利子、附屬諸費及運用上ノ損失金ヲ以テ其ノ
歳出トス

第九條 本資金ニ屬スル財産ニシテ滅失シ又ハ價格ノ減損ヲ生ジタルモノアルトキハ本會計
ノ決算上生ジタル剩餘又ハ資金ヲ以テ之ヲ償却スベシ

第十條 本會計ニ於テ決算上剩餘ヲ生ジタルトキハ前條ノ償却ニ充テ殘餘アルトキハ之ヲ資

金ニ繰入ルベシ

本會計ニ於テ決算上不足ヲ生ジタルトキハ資金ヨリ之ヲ補足スベシ

第十一條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ餘裕アルトキハ之ヲ大藏省預金部ニ預入ルベシ

第十二條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ不足アルトキハ本會計ノ負擔ニ於テ一時借入金ヲ爲シ

又ハ國庫餘裕金ヲ繰替使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル一時借入金又ハ繰替金ハ當該年度内ニ之ヲ返還スベシ

第十三條 本會計ノ收入支出ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 資金ノ運用トシテ帝國ノ管理スル敵産ヲ買入レタル場合ノ代金タル現金及帝國ノ

管理スル敵産タル現金ハ政府ニ於テ之ヲ保管スルコトヲ得

前項ノ保管金ノ運用ニ關スル歲入歲出ハ本會計ニ所屬セシム

保管金規則第一條ノ規定ハ第一項ノ保管金ニ付テハ之ヲ適用セズ

四

第十五條 國有財産法ハ本資金ニ屬スル財産ニ付テハ之ヲ適用セズ本資金ニ屬スル財産ノ取扱ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第十六條 本資金ニ屬スル財産ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ讓與スルコトヲ得

第九條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ讓與ヲ爲シタル場合ニ之ヲ準用ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時特殊財産取扱令ニ依リ一般會計ノ所屬ト爲リタル財産ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ之ヲ本資金ニ組入ルベシ

參照

朕臨時特殊財産取扱令ヲ裁可シ
茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十七年十二月二十八日

- 内閣總理大臣兼 東條 英機
- 陸軍大臣 嶋田繁太郎
- 海軍大臣 賀屋 興宜
- 大藏大臣 賀屋 興宜
- 大東亞大臣 青木 一男

勅令第八百五十三號

臨時特殊財産取扱令

第一條 本令ニ於テ特殊財産トヘ左ノ財産
ヲ謂フ

- 一 帝國ガ支那ニ於テ沒收シタル敵産但
シ戦利品及捕獲審檢令第二十八條ノ規
定ニ依リ國ノ所得ト爲リタル物件ニシ
テ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ於テ軍事上
必要アリト認ムルモノヲ除ク
- 二 帝國ガ支那ニ於テ管理スル敵産ニシ
テ帝國ノ買入レタルモノ

第二條 特殊財産ハ大藏大臣之ヲ管理ス但

シ現金、債券及出資ニ因ル權利以外ノ財
産ノ保管、運営及處分ニ關スル事務ニシ
テ直接軍用ニ供スル財産ニ關スルモノニ
付テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣、其ノ他ノ
財産ニ關スルモノニ付テハ大東亞大臣之
ヲ管理ス

支那ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法
人ノ出資者トシテノ議決權ハ前項ノ規定
ニ拘ラス大東亞大臣之ヲ行使ス

第三條 特殊財産ノ經理ニ關スル規程ハ命
令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 帝國ガ支那ニ於テ管理スル敵産ヲ
買入レタル場合ノ代金タル現金ハ大藏大
臣ニ於テ之ヲ保管スルコトヲ得

前項ノ保管金ノ經理ニ關スル規程ハ命令
ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



批中

大甲 第三九二號

案起

昭和十八年二月十五日

閣議決定 昭和十八年二月二十日
裁可 昭和十八年二月二十六日
布

昭和十八年四月一日

內閣總理大臣



內閣書記官長

內閣書記官

外務大臣

由

海軍大臣

五

商工大臣

五

大東亞大臣

五

內務大臣

春

司法大臣

五

遞信大臣

五

鑛務大臣



大藏大臣

興

文部大臣

五

鐵道大臣

五

鑛務大臣

五

陸軍大臣



農林大臣

五

厚生大臣

五

別紙兩院ヲ議決ヲ經タル臨時資金調整法中

改正法律案
ヲ審査スルニ右ハ衆議院
議長上奏ノ通裁可ヲ奏請セラレ然ルベシト認ム

上諭案

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル臨時資金調
整法中改正法律
ヲ裁可シ茲ニ之ヲ
公布セシム

御名 御璽

昭和十八年三月三十一日

内閣總理大臣

内務大臣

大藏大臣

法律第八十七號

(上奏ノ通)

内閣

衆議院ハ兩院ノ議ヲ經タル
臨時資金調整法中改正法律案ノ
裁可ヲ奉請ス

昭和十八年二月二十五日

衆議院議長岡田忠彦

衆議院書記官長大木操

臨時資金調整法中左ノ通改正ス

第十條ノ三 政府ハ國民貯蓄ノ増強ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ銀行、信託會社、保險會社、市街地信用組合其ノ他命令ノ定ムル者ニ對シ方法又ハ條件ヲ指定シ資金ノ吸收ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十條ノ四 政府ハ國民貯蓄ノ増強ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ命令ノ定ムル貯蓄ニノミ充ツルコトヲ得ル證券ヲ發行シ又ハ命令ノ定ムル者ヲシテ發行セシムルコトヲ得

前項ニ規定スル證券ハ無記名トシ賣出ノ方法ニ依リ之ヲ發行スルモノトス

第十條ノ五 政府ハ國民貯蓄ノ増強ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ貯蓄債券及報國債券ヲ除クノ外命令ノ定ムル所ニ依リ命令ノ定ムル者ヲシテ抽籤ヲ以テ割増金ヲ附スルコトヲ得

ル債券其ノ他ノ證券ヲ發行セシムルコトヲ得

商法第二百九十六條乃至第二百九十八條、第二百九十九條第一項、第三百五條及第三百十七條ノ規定ハ前項ニ規定スル債券ガ社債ナル場合ニハ之ヲ適用セズ

第一項ニ規定スル證券ノ發行ニ依ル收入金ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ運用スベシ

前條第二項ノ規定ハ第一項ニ規定スル證券ニ之ヲ準用ス

第十條ノ六 第十條ノ四ノ規定ニ依リ命令ノ定ムル者ノ發行スル證券及前條第一項ニ規定スル證券ニハ印紙稅ヲ課セズ

通貨及證券模造取締法ハ第十條ノ四及前條第一項ニ規定スル證券ノ模造ニ之ヲ準用ス

第十條ノ七 政府ハ國民貯蓄ノ增強ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ命令ノ定ムル者ヲシテ抽籤ヲ以テ割増金ヲ附スルコトヲ得ル預金ノ取扱ヲ爲サシムルコトヲ得

第十條ノ八 第十條ノ三、第十條ノ五第一項若ハ前條ノ規定ニ基ク貯蓄又ハ第十條ノ四ノ貯蓄ヲ爲ス者ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該貯蓄ノ利子又ハ利益ニ關シ租稅ノ減免ヲ爲スコトヲ得

第十五條第一項中「第三十五條ノ二乃至第三十五條ノ四」ヲ「第三十五條ノ二第一項乃至第三項、第三十五條ノ三」ニ改メ同條第二項中「第二百九十八條」ノ下ニ「第三百五條及第三百十七條」ヲ加フ

第十五條ノ二 政府ハ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ銀行、信託會社、證券引受業者其ノ他ノ者ニシテ命令ノ定ムルモノニ對シ價格、方法其ノ他必要ナル事項ヲ定メ有價證券ノ賣買ヲ爲シ又ハ政府ノ指定スル法人ノ爲ニ有價證券ノ賣買ノ代理若ハ媒介ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十五條ノ三 政府ハ前條ノ規定ニ依リ有價證券ノ賣却又ハ其ノ代理若ハ媒介ヲ爲サシムル

爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ銀行、信託會社、證券引受業者其ノ他ノ者ニシテ命令ノ定ムルモノニ對シ種類、數量其ノ他必要ナル事項ヲ定メ有價證券ヲ保有スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十五條ノ四 政府ハ第十條ノ三又ハ前二條ノ規定ニ依リ命令ヲ爲ス場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ニ因リ生ジタル損失ヲ補償シ又ハ補助金ヲ交付スルコトヲ得

第十五條ノ五 政府ハ株式ノ市價安定ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ金融機關其ノ他命令ノ定ムル者ニ對シ其ノ所有スル株式ノ一部ヲ戰時金融金庫又ハ日本有價證券取引所ニ對シ時價ヲ以テ讓渡スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十七條ニ左ノ一號ヲ加フ

四 第十五條ノ二又ハ第十五條ノ五ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第十八條中第四號ヲ第五號トシ第三號ヲ第四號トシ第二號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

三 第十條ノ三又ハ第十五條ノ三ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
附則第二項中「本法ハ」ノ下ニ「第十條ノ三乃至第十條ノ八」ヲ加フ

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別紙奏上有之度候也

昭和十八年二月二十五日

衆議院議長岡田忠



内閣總理大臣東條英機殿

衆議院

衆議院書記官長大木





臨時資金調整法中改正法律案帝國
議會へ提出ノ件

右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和十八年一月十五日

内閣總理大臣東條英機



大甲三九二

一月十七日裁可

昭和十七年十二月三十一日

內閣書記官長

內閣書記官

內閣總理大臣

法制局長官

外務大臣

海軍大臣

商工大臣

大東亞大臣

內務大臣

司法大臣

遞信大臣

總務大臣

大藏大臣

文部大臣

鐵道大臣

安藤國務大臣

陸軍大臣

農林大臣

厚生大臣

別紙內務大藏兩大臣請議臨時資金調整法
中改正法律案

去
則
罰

ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通
閣議決定帝國議會ニ提出セラレ可然ト認ム

法 律 案

呈案附箋ノ通

臨時資金調整法中改正法律案

右

勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

昭和六年一月十八日 貴へ

内閣總理大臣

内務大臣

大藏大臣

法制局大 第 下 號
 昭和十七年十二月十一日

官房祕書 一九三號

大東亞戰爭、進展ニ伴ヒ新種貯蓄方法ノ實施、新種使途特定證券及新種割増金附證券ノ發行等ニ依リ國民貯蓄ノ增強ヲ圖ルト共ニ國債其、他、有價證券ノ簡易適正ナル賣買機構ノ確立、利附有價證券及株式市價ノ安定並ニ貯蓄債券及報國債券ノ發行償還事務ノ簡易化等ヲ圖ル、要アルヲ以テ臨時資金調整法中必要ナル改正ヲ爲サントス仍テ右改正法律案並ニ同理由書ヲ具シ茲ニ閣議ヲ謂フ

昭和十七年十二月十日

大 藏 大 臣 賀 屋 興

臨時內務大臣事務管理

內閣總理大臣 東 條 英



主任 (國庫課長)
 理財官 加藤書記官



鯉島

大甲 三九二

內閣總理大臣 東條英機 殿

大藏省

臨時資金調整法中左ノ通改正ス

第十條ノ三 政府ハ國民貯蓄ノ增強ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ
命令ノ定ムル所ニ依リ銀行、信託會社、保險會社、市街地信用組合
其ノ他命令ノ定ムル者ニ對シ方法又ハ條件ヲ指定シ資金ノ吸收ニ關
シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十條ノ四 政府ハ國民貯蓄ノ增強ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ
命令ノ定ムル所ニ依リ命令ノ定ムル貯蓄ニノミ充ツルコトヲ得ル證
券ヲ發行シ又ハ命令ノ定ムル者ヲシテ發行セシムレコトヲ得



前項ニ規定スル證券ハ無記名トシ高價ノ方法ニ依リ之ヲ發行スルモノトス

第十條ノ五 政府ハ國民貯蓄ノ增強ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ

第十條ノ六 第十條ノ四ノ規定ニ依リ命令ノ定ムル者ノ發行スル證券

及前條第一項ニ規定スル證券ノ印紙稅ヲ課セズ

通貨及證券模造取締法ハ前條ニ規定スル證券ノ模造ニ之ヲ準用ス

第十條ノ七 政府ハ國民貯蓄ノ增強ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ

命令ノ定ムル所ニ依リ命令ノ定ムル者ヲシテ抽籤ヲ以テ割増金ヲ附

スルコトヲ得ル預金ノ取扱ヲ爲サシムルコトヲ得

第十條ノ八 第十條ノ三、第十條ノ五第一項若ハ前條ノ規定

ニ基ク貯蓄又ハ第十條ノ四ノ貯蓄ヲ爲ス者ニ付テハ命令ノ定ムル

所ニ依リ當該貯蓄ノ利子又ハ利益ニ關シ租稅ノ減免ヲ爲スコトヲ

得

第十五條第一項中「第三十五條ノ二乃至第三十五條ノ四」ヲ「第三十五條ノ二第一項乃至第三項、第三十五條ノ三」ニ改メ同條第二項中「第二百九十八條」ノ下ニ「、第三百五條及第三百十七條」ヲ加フ

第十五條ノ二 政府ハ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ銀行、信託會社、證券引受業者其ノ他ノ者ニシテ命令ノ定ムルモノニ對シ價格、方法其ノ他必要ナル事項ヲ定メ有價證券ノ賣買ヲ爲シ又ハ政府ノ指定スル法人ノ爲ニ有價證券ノ賣買ノ代理若ハ媒介ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十五條ノ三 政府ハ前條ノ規定ニ依リ有價證券ノ賣却又ハ其ノ代理若ハ媒介ヲ爲サシムル爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ

依リ銀行、信託會社、證券引受業者其ノ他ノ者ニシテ命令ノ定ムルモノニ對シ種類、數量其ノ他必要ナル事項ヲ定メ有價證券ヲ保有スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十五條ノ四 政府ハ第十條ノ三又ハ前二條ノ規定ニ依リ命令ヲ爲ス場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ニ因リ生ジタル損失ヲ補償シ又ハ補助金ヲ交付スルコトヲ得

第十五條ノ五 政府ハ株式ノ市價安定ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ金融機關其ノ他命令ノ定ムル者ニ對シ其ノ所有スル株式ノ一部ヲ戰時^{券取引所}ニ對シ時價ヲ以テ讓渡スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十七條ニ左ノ一號ヲ加フ

四 第十五條ノ二又ハ第十五條ノ五ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第十八條中第四號ヲ第五號トシ第三號ヲ第四號トシ第二號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

三 第十條ノ三乃至第十條ノ八ハヨ加フ
則第二項中「本法ハ」ノ下ニ「第十條ノ三乃至第十條ノ八ハ」ヲ加フ
附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時資金調整法中改正法律案理由書

大東亞戰爭ノ進展ニ伴ヒ國民貯蓄ノ增強、適正簡易ナル有價證券賣買
機構ノ確立及株式ノ市價安定ヲ圖ル等ノ爲臨時資金調整法中改正ヲ要
スルモノアリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

參照

臨時資金調整法

昭和十二年九月
法律第八十六號

(總理、大藏、農林、商
工、拓務大臣副署)

第十條ノ二 政府ハ土地其ノ他ノモノニシ
テ命令ノ定ムルモノヲ收用セラレ若ハ賣
却シタル者又ハ其ノ利害關係人ニ對シ命
令ノ定ムル所ニ依リ其ノ代價トシテ受ク
ル金錢ノ處分ニ關シ必要ナル命令ヲ爲ス
コトヲ得

第十五條 復興貯蓄債券法第三條ノ規定ハ貯蓄債券ニ、同法第六條、第七
條第一項及第八條並ニ日本勸業銀行法第三十五條ノ二乃至第三十五條ノ
四、第四十條及第四十二條ノ規定ハ貯蓄債券及報國債券ニ之ヲ準用ス
(但シ日本勸業銀行法第三十五條ノ二第一
項中二十圓トアルハ三十圓トス
商法第九十六條乃至第二百九十八條ノ規定ハ貯蓄債券及報國債券ニ
ハ之ヲ適用セズ)



第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ本法以下ノ罰金ニ處ス

一 第二條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ資金ノ貸付ヲ爲シ又ハ有價證券ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ヲ爲シタル者

二 第四條第二項ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ株金拂込ノ報告又ハ社債ノ募集ヲ爲シタル者

三 第四條ノ二ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ又ハ第四條、第四條ノ二、第八條若ハ第九條ノ規定ニ依リ認可若ハ許可ニ附シタル條件ニ違反シテ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲シタル者

第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ本法以下ノ罰金ニ處ス
一 第十條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者
二 第十條ノ二ノ規定ニ基キ金錢ノ處分履修ノ報告ヲ爲シタル者
三 第十六條ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者

附 則

本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(昭和十二年勅令第四百九十二號ヲ以テ第十一條ノ規定ハ昭和十二年九月十五日ヨリ施行)
(昭和十二年勅令第五百二十六號ヲ以テ第一條乃至第十條及第十二條乃至第二十一條ノ規定ハ昭和十二年九月二十七日ヨリ施行)

本法ハ第十四條及第十四條ノ三乃至第十五條ヲ除キ大東亞戰爭終了後一年内ニ之ヲ廢止スルモノトス

參照

商法

明治三十二年三月
法律第四十八號

(國務各大
臣副署)

第五節 社債

第一款 總則

第二百九十六條 社債ハ第三百四十三條ニ定ムル決議ニ依ルニ非ザレバ之ヲ募集スルコトヲ得ズ

第二百九十七條 社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル純財産額ガ拂込ミタル株金額ニ滿タザルトキハ社債ノ總額ハ其ノ財産額ヲ超ユルコトヲ得ズ

舊社債償還ノ爲ニスル社債ノ募集ニ付テハ其ノ舊社債ノ額ハ社債ノ總額中ニ之ヲ算入セズ此ノ場合ニ於テハ拂込ノ期日、若シ數回ニ分チテ拂込

ヲ爲サシムルトキハ第一回拂込ノ期日ヨリ六月内ニ舊社債ヲ償還スルコトヲ要ス

第二百九十八條 會社ハ前ニ募集シタル社債總額ノ拂込ヲ爲サシメタル後ニ非ザレバ更ニ社債ヲ募集スルコトヲ得ズ

第二百九十九條 各社債ノ金額ハ二十圓ヲ下ルコトヲ得ズ
同一種類ノ社債ニ在リテハ各社債ノ金額ハ均一ナルカ又ハ最低額ヲ以テ
整除シ得ベキモノナルコトヲ要ス



第三百五條 會社ハ第三百三條ノ拂込アリタル日ヨリ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ社債ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ登記ニ在リテハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

- 一 第三百一條第二項第二號乃至第六號及第十四號ニ掲ケル事項
 - 二 各社債ニ付拂込ミタル金額
- 第六十七條ノ規定ハ第一項ノ登記ニ之ヲ準用ス
- 外國ニ於テ社債ヲ募集シタル場合ニ於テ登記スベキ事項ガ外國ニ於テ生ジタルトキハ登記ノ期間ハ其ノ通知ノ到達シタル時ヨリ之ヲ起算ス

第三百十六條 社債ノ償還請求權ハ十年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

第三百九條第三項ノ請求權亦前項ニ同シ

利息及前條第二項ノ請求權ハ五年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

第三百十七條 社債原簿ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 社債權者ノ氏名及住所
- 二 債券ノ番號
- 三 第三百一條第二項第二號乃至第七號及第十四號ニ掲ケル事項
- 四 各社債ニ付拂込ミタル金額及拂込ノ年月日
- 五 債券發行ノ年月日
- 六 各社債ノ取得ノ年月日
- 七 無記名式ノ債券ヲ發行シタルトキハ其ノ數、番號及發行ノ年月日

原議、誤

八年一月二十六日

仰決裁

稲田内閣官房総務課長

貴衆
兩院書記官御中

内閣官房総務課長



内閣書記官

内閣事務官



正誤通知

臨時資金調整法中改正法律案印刷物中

四頁 八行 「有價證券」ハ「證券」ノ誤

内

閣

臨時資金調整法中改正法律案

臨時資金調整法中左ノ通改正ス

第十條ノ三 政府ハ國民貯蓄ノ増強ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ銀行、信託會社、保險會社、市街地信用組合其ノ他命令ノ定ムル者ニ對シ方法又ハ條件ヲ指定シ資金ノ吸收ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十條ノ四 政府ハ國民貯蓄ノ増強ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ命令ノ定ムル貯蓄ニノミ充ツルコトヲ得ル證券ヲ發行シ又ハ命令ノ定ムル者ヲシテ發行セシムルコトヲ得

前項ニ規定スル證券ハ無記名トシ賣出ノ方法ニ依リ之ヲ發行スルモノトス

第十條ノ五 政府ハ國民貯蓄ノ増強ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ貯蓄債券及報國債券ヲ除クノ外命令ノ定ムル所ニ依リ命令ノ定ムル者ヲシテ抽籤ヲ以テ割増金ヲ附スルコトヲ得

臨時資金調整法中左ノ通改正ス

第十條ノ三 政府ハ國民貯蓄ノ増強ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ銀行、信託會社、保險會社、市街地信用組合其ノ他命令ノ定ムル者ニ對シ方法又ハ條件ヲ指定シ資金ノ吸收ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十條ノ四 政府ハ國民貯蓄ノ増強ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ命令ノ定ムル貯蓄ニノミ充ツルコトヲ得ル證券ヲ發行シ又ハ命令ノ定ムル者ヲシテ發行セシムルコトヲ得

前項ニ規定スル證券ハ無記名トシ賣出ノ方法ニ依リ之ヲ發行スルモノトス

第十條ノ五 政府ハ國民貯蓄ノ増強ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ貯蓄債券及報國債券ヲ除クノ外命令ノ定ムル所ニ依リ命令ノ定ムル者ヲシテ抽籤ヲ以テ割増金ヲ附スルコトヲ得

ル債券其ノ他ノ證券ヲ發行セシムルコトヲ得

商法第二百九十六條乃至第二百九十八條、第二百九十九條第一項、第三百五條及第三百十七條ノ規定ハ前項ニ規定スル債券ガ社債ナル場合ニハ之ヲ適用セズ

第一項ニ規定スル證券ノ發行ニ依ル收入金ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ運用スベシ

前條第二項ノ規定ハ第一項ニ規定スル證券ニ之ヲ準用ス

第十條ノ六 第十條ノ四ノ規定ニ依リ命令ノ定ムル者ノ發行スル證券及前條第一項ニ規定スル證券ニハ印紙稅ヲ課セズ

通貨及證券模造取締法ハ第十條ノ四及前條第一項ニ規定スル證券ノ模造ニ之ヲ準用ス

第十條ノ七 政府ハ國民貯蓄ノ增強ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ

命令ノ定ムル者ヲシテ抽籤ヲ以テ割増金ヲ附スルコトヲ得ル預金ノ取扱ヲ爲サシムルコトヲ得

第十條ノ八 第十條ノ三、第十條ノ五第一項若ハ前條ノ規定ニ基ク貯蓄又ハ第十條ノ四ノ貯蓄ヲ爲ス者ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該貯蓄ノ利子又ハ利益ニ關シ租稅ノ減免ヲ爲スコトヲ得

第十五條第一項中「第三十五條ノ二乃至第三十五條ノ四」ヲ「第三十五條ノ二第一項乃至第三項、第三十五條ノ三」ニ改メ同條第二項中「第二百九十八條」ノ下ニ「第三百五條及第三百十七條」ヲ加フ

第十五條ノ二 政府ハ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ銀行、信託會社、證券引受業者其ノ他ノ者ニシテ命令ノ定ムルモノニ對シ價格、方法其ノ他必要ナル事項ヲ定メ有價證券ノ賣買ヲ爲シ又ハ政府ノ指定スル法人ノ爲ニ有價證券ノ賣買ノ代理若ハ媒介ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十五條ノ三 政府ハ前條ノ規定ニ依リ有價證券ノ賣却又ハ其ノ代理若ハ媒介ヲ爲サシムル

爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ銀行、信託會社、證券引受業者其ノ他ノ者ニシテ命令ノ定ムルモノニ對シ種類、數量其ノ他必要ナル事項ヲ定メ有價證券ヲ保有スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十五條ノ四 政府ハ第十條ノ三又ハ前二條ノ規定ニ依リ命令ヲ爲ス場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ニ因リ生ジタル損失ヲ補償シ又ハ補助金ヲ交付スルコトヲ得

第十五條ノ五 政府ハ株式ノ市價安定ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ金融機關其ノ他命令ノ定ムル者ニ對シ其ノ所有スル株式ノ一部ヲ戰時金融金庫又ハ日本有價證券取引所ニ對シ時價ヲ以テ讓渡スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十七條ニ左ノ一號ヲ加フ

四 第十五條ノ二又ハ第十五條ノ五ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第十八條中第四號ヲ第五號トシ第三號ヲ第四號トシ第二號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

三 第十條ノ三又ハ第十五條ノ三ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
附則第二項中「本法ハ」ノ下ニ「第十條ノ三乃至第十條ノ八」ヲ加フ

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時資金調整法中改正法律案理由書

大東亞戰爭ノ進展ニ伴ヒ國民貯蓄ノ增強、適正簡易ナル有價證券賣買機構ノ確立及株式ノ市價安定ヲ圖ル等ノ爲臨時資金調整法中改正ヲ要スルモノアリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第...

大甲第一七〇號

案起 昭和十八年六月四日

閣議決定 昭和十八年六月四日 施行 昭和 年 月 日

內閣總理大臣



內閣書記官長



外務大臣



海軍大臣



商工大臣



大東亞大臣



內務大臣



司法大臣



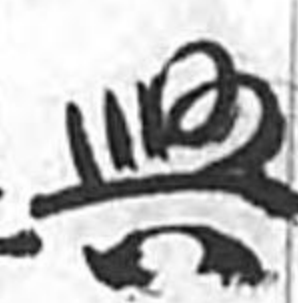
遞信大臣



鈴木國務大臣



大藏大臣



文部大臣



鐵道大臣



大藏國務大臣



陸軍大臣



農林大臣



厚生大臣



後藤國務大臣



右閣僚二名入

別紙企業整備資金臨時措置法案

通牒案

昭和六年六月四日

内閣書記官長

大藏大臣

法制局長官

宛各通

企業整備資金措置法案要綱別
紙ノ通閣議決定相成候條命ニ依
通牒ニ及ビ候

内

閣

極秘

企業者通商會臨時措置法案要綱

第一 本法ハ大東亞戰爭ニ際シ企業ノ整備ヲ促進シ浮動購買力ノ發生ヲ防止シ國家經濟ノ秩序ヲ維持スルヲ以テ目的トスルコト

第二 政府ハ企業ノ整備ヲ促進スル爲必要アルトキハ企業設備營團、國民更生倉庫等廢止企業ノ發達ノ買取又ハ保有ヲ爲ス者ニ對シ其ノ蒙リタル損失ヲ補償スル契約ヲ爲スコトヲ得ルコト

第三 政府ハ豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ニ基ク債務ニシテ命令ノ定ムルモノニ付其ノ命令ノ全部又ハ一部ヲ當該債主ノ政府ニ對スル特殊貸上命令ト爲スコトヲ得ルコト

第四 政府ハ他ノ法令ニ依リ國債證券ヲ交付スルコトヲ得ル場合ニ於テ國債證券ノ交付ニ代ヘ當該債主ヨリノ政府特殊貸上命令ト爲スコトヲ得ルコト

第五 政府特殊貸上命令ノ利率、期限其ノ他必要ナル條件ハ大藏大臣之ヲ定ムルコト

第六 政府特殊貸上金ノ債權ノ讓渡又ハ質入ハ政府ノ認可ヲ受ケタル
場合ニ於テ行ヒ得ルモノトスルコト

政府特殊貸上金ノ債權者ガ現金ヲ必要トスル場合ニハ命令ノ定ムル
所ニ依リ金融機關ヲシテ必要ナル資金ヲ供給セシムルコト

第七 政府ハ政府特殊貸上金ノ全部又ハ一部ニ付期限前ノ償還ヲ爲ス
コトヲ得ルコト

第八 政府特殊貸上金利子ニ付課税上特例ヲ設クルコト

第九 企業ノ整備ニ關聯シ左ニ掲タル場合ニ於ケル支拂ハ勅令ノ定ム
ル場合ノ外債權者ノ選擇ニ從ヒ特殊預金、特殊金錢信託、債務者ノ

特殊借入金、戦時金融金庫特殊借入金又ハ政府特殊貸上金ノ方法ノ
何レカニ依リ決済ヲ爲スヲ要スルモノトスルコト

一 營業又ハ事業ノ全部又ハ一部ヲ讓受ケタルトキ

二 營業又ハ事業ニ關スル設備又ハ權利ノ全部又ハ一部ヲ讓受ケ又
ハ收用シタルトキ

行実

三 營業又ハ事業ノ全部又ハ一部ヲ取得スル目的ヲ以テ株式又ハ出資ヲ讓受ケタルトキ

四 前各號ニ掲グル場合ノ外勅令ノ定ムル場合ニ該當スルトキ

第十 第九ノ各種ノ決濟方法及之ニ關聯スル事項ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコト

~~第十 會社ノ解散ノ制限又ハ之ヲ繼續セシムル爲メ外要ナル規定ヲ設クルコト~~

第十 政府ハ資産ノ大部分ガ有價證券又ハ債權トナリタル會社ニ對シ信託會社又ハ信託業務ヲ營ム銀行ニ其ノ資産ヲ信託シ又ハ其ノ資産ノ管理ヲ委託スベキコトヲ命ズルコトヲ得ルコト

第十 企業ノ整備ニ伴ヒ其ノ事業ヲ廢止、休止又ハ縮小シタル會社及第十一ノ規定又ハ行政官廳ノ指導斡旋ニ依リ繼續スル會社ハ政府ノ許可ヲ受ケ經理上特別ノ措置ヲ爲スコトヲ得ルコト

第十 政府ハ會社ノ資本ノ増加ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ其

第 四

第 五

減少ヲ制限スルコトヲ得ルコト

第十四 企業ノ整備ニ關聯シ會社ノ繼續、合併、現物出資又ハ資本ノ増加等ニ伴ヒ必要ナル手續ニ關シ商法其ノ他ノ法令ノ特例ヲ設クルコトヲ得ルコト

第十五 清算法人ノ財産、換價具、他ノ處分及殘餘財産ノ分配ニ關シ浮動購買力ノ發生ヲ防止スル爲必要ナル規定ヲ設クルコト

第十七 實績相償ノ爲、共助金ヲ支出スル者ハ政府ノ許可ヲ要スルコトヲ爲スルコト

第十八 政府ハ企業ノ整備ニ關聯シ事業ヲ廢止スル者ハ、~~其ノ~~ 停止、~~其ノ~~ 縮小シ、~~其ノ~~ 出資者ノ生ズル餘剩資金ノ運用ニ關シ、~~其ノ~~ 命令ヲ爲スルコトヲ得ルコト

第十九 政府ハ企業ノ整備ニ伴ヒ事業ノ全部若ハ一部ヲ廢止、休止若ハ縮小シタル者又ハ設備其ノ他ノ資産ヲ取得若ハ處分シタル者及之等、債權債務關係アル者ノ金繰債權債務ノ條件、擔保等ノ調整ニ

同シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得ルコト

政府必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ依ル指示ニ從ヒタルニ因リ生ジタル損失ヲ補償スルコトヲ得ルコト

第廿七條

本法施行ニ關スル重要事項ニ付政府ノ諮問ニ應ズル爲必要ナル委員會ヲ設クルコト

第廿八條

政府ハ本法ニ規定スル職權ノ一部ヲ地方長官其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ヲシテ行ハシムルコトヲ得ルコト

第廿九條

必要ナル罰則ヲ定ムルコト

第三十條

企業ノ整備ニ關聯シ租税ノ減免ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコト

備考

一 政府ノ負擔スベキ債務ノ限度及保證ノ限度ニ付必要ナル規定ヲ設クルコトアルベキコト

ニ 要スレバ産業設備等因、國民更生令章、資金調達能力ヲ増加ス
ル爲必要ナル規定ヲ設クルコト

極秘

別冊第六

産業整備ニ伴フ財政金融措置要綱案

(一八、五三一)

第一方針

産業整

備

金融上ノ措置ニ關シテハ

- (一) 必要ナル資金ノ供給、迅速圓滑ナラシムルコト
- (二) 右ニ伴ヒテ放出セラレタル資金ガ浮動購買力ト化スルコトヲ防止スルコト

(三) 債權債務ノ整理ヲ圓滑ニ推移セシムルコト

(四) 國家經濟ノ秩序ヲ維持スルコト

(五) 必要ニ應ジ國家ニ於テ損失ヲ負擔スルコト
等財政上措置ヲ
講ズ

第二要領

- 一、必要ナル金融資金ノ供給

(一) 一般金融機關ヲ廢止企業ニ對シ更ニ又全般的ニ貸付ノ引續
（條件及擔保ノ嚴格化等ヲ含ム）ヲ爲シ或ハ既存貸付金ニ付其
ノ回收ヲ急グガ如キコトナク寧ロ寬大ニ措置スル様指導ス

(二) 各企業取引金融機關ヲシテ産業整備ノ圓滑ナル遂行ニ積極
的ニ協力セシメ廢止企業（之ト債權債務關係アル企業ヲ含ム）
ニ對シ整理所要資金（既存債務ノ整理、設備ノ保續、配當ノ維
持、従業員ノ整理、金利其ノ他一般經費等ノ爲メ所要資金）ヲ
供給セシム

(三) 取引金融機關ニ於テ貸付ノ繼續又ハ新規貸付ノ困難ナルモノ
ニ付テハ戰時金融金庫其ノ他ノ國家的機關ヲシテ保證若ハ肩代
リ又ハ融資ヲ爲サシム

(四) 前各號ノ實施ニ付テハ全國金融統制會ヲシテ指導斡旋ヲ爲サ
シム此ノ場合ニハ各産業統制會等ト緊密ナル連絡ヲ保持セシム

(五) 産業設備營團、國民更生金庫其ノ他廢休止企業ノ設備等ヲ買取り又ハ其ノ處分ヲ引受クル機關ノ所要資金ノ調達ニ付必要ナル措置ヲ講ズ

三、浮動資金ノ發生防止對策

(一) 産業設備營團及國民更生金庫ニ於テ廢休止企業ノ設備其ノ他ノ資産ヲ買取り又ハ其ノ處分ヲ引受クル場合ハ其ノ代金支拂ニ付テハ原則トシテ左ノ方法ニ依ラシメ差向キノ生活費、能稅、退職金等ノ支出、既存債務ノ辨濟其ノ他必要已ムヲ得ザル事由ニ依リ現金ヲ必要トスル場合ニ付テハ之ヲ調達セシムル爲適當ナル措置ヲ講ズ

(1) 代金ヲ受領者名義ノ政府ニ對スル特殊貸上金（假稱）ニ振替フルコト

(2) 代金ヲ受領者名義ノ金融機關ニ對スル特殊預金又ハ信託ニ

振替フルコト

- (5) 代金ノ支拂ヲ國債又ハ産業設備債券若ハ更生債券ヲ以テ交付スルコト（此ノ場合ハ成ルベク登録債制度ヲ活用スルコト）
- (二) 統制會社其ノ他之ニ準ズベキ者ニ於テ廢休止企業ノ設備其ノ他ノ資産ヲ買取ル場合モ（一）ニ準ジ措置ス
- (三) 民間企業相互間ニ於ケル事業設備其ノ他ノ轉用等ニ當リテハ可及的ニ代金支拂ヲ要セザルガ如キ賃貸借、合併又ハ現物出資ノ方法ニ依ラシムルモ買收ノ形式ヲ採ル場合ニ於テハ其ノ代金ノ支拂ニ付テハ原則トシテ左ノ方法ニ依ラシメ差向キノ生活費、納税、退職金等ノ支出、既存債務ノ辨濟其ノ他必要已ムヲ得ザル事由ニ依リ現金ヲ必要トスル場合ニ付テハ之ヲ調達セシムル爲適當ナル措置ヲ講ズ
- (1) 代金ヲ受領者名義ノ政府ニ對スル特殊貸上金ニ振替フルコト

(2) 代金ノ支拂ヲ買收者ノ發行スル社債又ハ其~~果有~~國債
ヲ以テスルコト(此ノ場合ハ成ルベク登録債制度ヲ活用スルヲ)
(3) 代金ヲ受領者名義ノ金融機關ニ對スル特殊預金又ハ信託ニ
振替フルコト

(四) ~~前各號ノ場合ニ於テ代金ノ支拂ニ代ハ買收者ニ於テ廢止企
業ノ負擔セル既存債務ヲ引受クルコトヲキキ債ヲ考慮スルコト~~

(三) 政府ニ對スル特殊貸上金ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトハ之
ヲ制限ス但シ生活資金、納稅其ノ他已ムヲ得ザル支出ノ爲現金
ヲ必要トスル場合ニ於テハ金融機關ヲシテ特殊貸上金ヲ買取り
若ハ之ヲ擔保トシテ融資セシメ又ハ政府ニ於テ其ノ一部ノ返済
擔~~保~~ス~~ク~~相~~應~~ス、
又~~擔~~保~~ニ~~供~~ス~~ル~~コ~~ト~~ハ~~之
金融機關ニ對スル特殊預金ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトハ之
ヲ制限ス但シ已ムヲ得ザル事由ニ依リ現金ノ支出ヲ必要トスル

場合ハ預金ノ引出ヲ認ム

手続化
解決

産業設備債券、更生債券、交付社債等有償證券ノ換價ヲ必要ト
スル場合ニ於テハ要スレバ政府ニ於テ適當斡旋ス

(六) 實績權補償、營業權補償等ノ意味ニ於テ廢休止企業ニ對シ交
付セラルル共助金ノ支拂ニ付テハ前各號ニ準ジ措置セシムルト
共ニ可及的分割拂等ノ方法ヲ採ラシム

(七) 役員、従業員等ニ對スル退職金ノ支給ハ極力國債ノ交付等ニ
依リ可及的ニ現金ノ交付ヲ避ケシメ此ノ場合特殊預金ノ併用ヲ
モ考慮ス

(八) 前各號ニ依ルノ外向廢休止企業又ハ其ノ關係者ニ於テ差當リ
必要トスル額以上ニ現金ヲ受領シタル場合ハ之ヲ國債其ノ他有
償證券ノ購入保有其ノ他ノ貯蓄ニ向ケシムル様措置ス
廢休止企業關係者ノ既成貯蓄ハ國民貯蓄組合ノ引繼ギ等ノ方法

ニ依リ努メテ其ノ維持繼續ヲ圖ル

(四) 事業ヲ廢止シタル會社ノ措置ニ關シテハ之ヲ其ノ儘存貯セシムル等可及的ニ會社財産ノ分解及現金化ヲ防止スル如ク措置ス
(註) 會社ヲ存貯セシムル場合ニ於テハ可及的ニ設備、人員等ヲ殘存セシムルノ要ナキ様適宜措置ス

三、會社經理對策

(一) 企業ノ頹勢期ニ於テ生ジ易キ經理ノ紊亂不正ヲ防止スル爲廢
休止企業ノ經理監督ヲ一層強化ス

重點企業ニ付テモ活況ニ伴ヒ其ノ經理ノ放慢ニ流ルルヲ防止スル
爲經理監督ヲ強化ス

(二) 廢休止企業ニ於ケル經費ノ支出ハ極力之ガ壓縮ニ努メ尙役員
ノ退職金ノ支給時期ニ付テモ適當ナル考慮ヲ拂ハシム

(三) 廢休止企業ニ付適正ナル配當ヲ維持スル爲左ノ如キ措置ヲ認

△

- (1) 已ムヲ得ザル場合ニ於テハ資産ノ時價ニ依ル再評價ニ依リ評價益ヲ計上スルコトヲ認ムルコト
- (2) 會社經理統制令ニ依ル資産償却ノ強制ヲ緩和スルコト
- (3) 必要アルトキハ經費的支出ノ一部ヲ資産ニ計上シ繰延經理スルコトヲ認ムルコト

四 株價對策

- (一) 株價（特ニ廢休止企業ノ株價）ノ不當ナル騰落ヲ防止スル爲戰時金融金庫又ハ日本證券取引所ヲシテ適宜市場操作ヲ行ハシメ其ノ他株式ノ取引所ニ於ケル取引ニ付必要ナル措置ヲ講ズ
- (二) 廢休止企業ノ配當ノ急激ナル低下ヲ避ケルト共ニ重點企業ノ配當引上ヲ抑制スル爲必要ナル措置ヲ講ズ
- (三) 臨時資金調整法ニ依ル増資ノ認可ニ當リ株價對策ノ見地ヨリ

適宜考慮ヲ加ヘ要スレバ増資新株ノプレミアム附公募等ヲ爲サ
シム

五 債權債務關係處理ノ圓滑化

(一) 廢休止企業及其ノ關係企業ノ債權債務關係ノ處理ハ前記金融
措置等ニ依リ努メテ圓滑ニ推移セシム

(二) 廢休止企業ニ對シテハ差當リ一般債權者ニ於テ取立ヲ緩和ス
ル如ク指導スルモ其ノ債務ハ可及的速ニ整理セシム

(三) 總リタル債權者ニシテ之ニ對シテ政府ニ於テ適當措置シ得ル
モノノ債權取立ハ要スレバ一定期間之ヲ猶豫スル如ク措置ス右
ノ場合債權者ノ金融等ニ付テハ必要ニ應ジ政府ニ於テ適當支援
ス

六 財政上ノ對策

(一) 産業設備營團等ニ對スル損失補償、轉廢業關係者ノ生活費補給

産業整備ニ依リ影響ヲ蒙ル地方財政ニ對スル援助等ニ關シ實情
ニ即シ適當財政負擔ノ措置ヲ講ズ

(二) 廢休止企業及其ノ關係者等ニ對スル租稅ノ減免ニ付必要ナル
措置ヲ講ズ

附上了

九
本

閣中第一九一號

案起
昭和十八年六月十五日

閣議
決定
昭和十八年六月十五日
施行

昭和 年 月 日

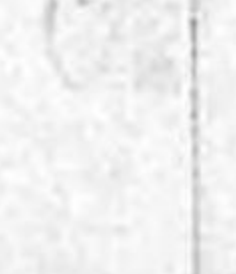
內閣總理大臣



內閣書記官長

並

內閣書記官



外務大臣

長

海軍大臣

五

商工大臣

五

大東亞大臣

五

內務大臣

為

司法大臣

五

遞信大臣

五

鈴木國務大臣



大藏大臣

興

文部大臣

五

鐵道大臣

五

大藏國務大臣

五

陸軍大臣



農林大臣

五

厚生大臣

五

後藤國務大臣



別紙企業整備資金措置法第四條

右
附
二
次

附
録
出
入

ニ基ク勅令ニ規定スベキ要旨
右閣議ニ供ス

内閣書記官長

大藏大臣

逓信大臣

農林大臣

陸軍大臣

海軍大臣

文部大臣

逓信大臣

農林大臣

陸軍大臣

海軍大臣

文部大臣

内閣書記官長

大藏大臣

農林大臣

陸軍大臣

海軍大臣

文部大臣

内閣書記官長

大藏大臣

逓信大臣

大藏大臣

逓信大臣

農林大臣

陸軍大臣

海軍大臣

文部大臣

内閣書記官長

内閣書記官長

大藏大臣

逓信大臣

農林大臣

陸軍大臣

海軍大臣

文部大臣

逓信大臣

農林大臣

陸軍大臣

海軍大臣

文部大臣

内閣書記官長

大藏大臣

農林大臣

陸軍大臣

海軍大臣

文部大臣

内閣書記官長

大藏大臣

逓信大臣

大藏大臣

逓信大臣

農林大臣

陸軍大臣

海軍大臣

文部大臣

内閣書記官長

内閣書記官長

大藏大臣

逓信大臣

農林大臣

陸軍大臣

海軍大臣

文部大臣

逓信大臣

農林大臣

陸軍大臣

海軍大臣

文部大臣

内閣書記官長

大藏大臣

農林大臣

陸軍大臣

海軍大臣

文部大臣

内閣書記官長

大藏大臣

逓信大臣

相成候條令會日通牒ニ及出候
分業共進候令指圖

何れも否

何れも否

何れも否
大目上
何れも否
大目上

何れも否

何れも否

何れも否

秘

企業整備資金措置法第四條ニ基ク勅令ニ規定スベキ要旨(二八六一五)

- 一 特別決済方法ノ適用ノ範圍ヲ企業整備資金措置法第四條第一項第一號乃至第三號ノ行爲ガ既存設備等ニ依ル企業設備等ノ增強、企業ノ整理又ハ企業ノ統合ノ爲經濟統制ヲ目的トスル法令、法令ニ基ク命令又ハ行政官廳ノ指導若ハ斡旋ニ依リ行ハレ又ハ經濟統制ヲ目的トスル法令ニ基ク認許可ヲ受ケテ行ハレタル場合ニ限定スルコト
- 二 前項ニ該當スル場合ト雖一定金額以下ノモノ及命令ヲ以テ定ムル場合ハ之ヲ除外スルコト
- 三 脱法行爲ヲ防止スル等ノ爲必要アル場合ハ特別決済方法ニ依ルベキコトヲ定ムルコト

四 同條第四號ノ場合トシテハ實績保證共助金及會社合併交付金ノ一定

金額以上ノモノトスルコト

五 特別決濟方法ヲ適用スベキモノニ付テモ、特別ノ事情アルモノハ
當事者ノ申請ニ依リ之ニ依ルヲ要セザルモノトスルコト

參考極秘

說明

企業整備資金措置法第四條ノ適用範圍ニ關スル件

一、方針

本條ニ依リ特殊決濟方法ニ依ルベキ場合ハ企業整備ニ關スル取引等ニ限定スルモノトス

二、「企業整備」ノ意義

(一) 企業ノ整備トハ國ノ一定ノ方針ニ即シテ企業ヲシテ一層國家的高能率ヲ發揮セシムル如ク整備スルヲ謂フ。從テ其ノ内容トスル所ハ(1) 能率高キ企業ノ設備等ヲ増強スルコト(2) 比較的能率低キ企業ヲ廢止又ハ休止スルコト(3) 企業ノ統合ヲ行フコトヲ主タルモノトス世上往々ニシテ(2)ノミヲ以テ所謂企業整備ト解スルモノアルハ狹キニ失ス

從テ本條ハ上掲ノ何レカノ場合ニ該當スルトキニ適用セララルモノナリ

(二) 前掲企業ノ整備ハ國家ノ命令又ハ指導斡旋等ニ基キテ行ハラルモ

ノアルハ言ヲ俟タサレトモ又民間當事者ノ自發的意思ニ依リテ行ハルルモノ尠ナカラズ本法ニ所謂企業整備ハ其ノ何レヲモ包含スルモノトス但シ當該企業整備ガ國家ノ方針ニ即スルモノナルコトヲ表明スベキ如何ナル公的措置ヲモ伴ハザルモノニ付テハ果シテ國家ノ企業整備ノ方針ニ合セルモノナリヤ否ヤヲ客觀的ニ明確ニ判別シ得ザルヲ以テ斯クノ如キ案件ハ之ヲ所謂企業整備ヨリ除外スルノ外ナカルベシ然レドモ世上往々ニシテ國家ノ命令等ニ基クモノノミヲ以テ企業整備トナスモノアルハ狹キニ失ハ

(三) 即チ上掲(一)ノ(1)(2)(3)ノ各項ノ事實ガ國家ノ方針ニ合スルモノナリヤ否ヤヲ決定スルコトハ本條ノ適用範圍ヲ明確ナラシムル所以ナリ依テ問題ノ要點ハ如何ナル事實アリタルトキ國家ノ方針ニ合シタルモノナルコトガ確認セラルルモノナリヤヲ決定スルニ在リ國家ガ其ノ意志ヲ表示スル方式ハ(1)法令(2)法令ニ基ク命令又ハ指示(3)行政官廳ノ指導斡旋(事實上ノ行爲タル場合多ク法律的ニハ

其ノ存否ヲ客觀的ニ確認スル方法ヲキ場合多シ(4)申請ニ基ク認
許可等アリ申請ニ基ク認許可ハ當該事項ガ國家ノ方針ニ沿フモノ
ナルトキノミ與ヘラルルモノナルヲ以テ消極的ナルモ其ノ事項ヲ
以テ國家ガ國家ノ方針ニ合スルモノトシテ承認シタル證左ナリト
謂フコトヲ得

三 本條適用ノ範圍

以上ヲ綜合スルニ本條ノ適用アル場合ヲ抽象的ニ述ブレバ

「既存設備等ニ依ル企業設備等ノ增強、企業ノ整理又ハ企業ノ統合
ガ經濟統制ヲ目的トスル法令、法令ニ基ク命令若ハ行政官廳ノ指導
斡旋ニ依リテ行ハレ又ハ經濟統制ヲ目的トスル法令ニ基ク認許可ヲ
受ケテ行ハレタル場合」
ト謂フコトヲ得ベシ

又之ヲ別ノ方面ヨリ謂ヘバ

「本條各號ノ事實ハ産業設備營團、國民更生倉庫其ノ他國家ガ企業

整備ノ實施機トシテ行ハルル場合
(2) 且ノ他職家ノ命令ニ依リタル場合及明確ナル職家ノ意思表示ニ基キ
タル場合又ハ各事業法及臨時管官法ノ設備等ニ關スル認許可ヲ受
ケテ行ハレタル場合「設備等増強ニ關スルモノハ既存設備等ノ活
用ニ依ル場合ニ限ル」
ト云フヲ待ベシ

重なるもの場合は、本条の規定は、適用しないものとす。

新券
極秘
旧

企業整備資金措置法第四條ニ基ク勅令ニ規定スベキ要旨(二八六一五)

一 特別決濟方法ノ適用ノ範圍ヲ企業整備資金措置法第四條第一項第

一號乃至第三號ノ行爲ガ既存設備等ニ依ル企業設備等ノ增強ニ企業

ノ整理又ハ企業ノ統合ノ爲經濟統制ヲ目的トスル法令ニ基ク

命令又ハ行政官廳ノ指導若ハ斡旋ニ依リ行ハレ又ハ經濟統制ヲ目的

トスル法令ニ基ク認許可ヲ受ケテ行ハレタル場合ニ限定スルコト

二 前項ニ該當スル場合ト雖一定金額以下ノモノ及命令ヲ以テ定ムル

場合ハ之ヲ除外スルコト

但シ脱法行爲ヲ防止スル等ノ爲一定金額以下ノモノニ付テモ特別ノ

事情アルトキハ特別決濟方法ニ依ルベキコトヲ命ジ得ルモノト爲ス

設備等目
平均金額
中島あけ

場合

旨

コト

三 同條第四號ノ場合トシテハ實績保證共助金及會社合併交付金ノ一定金額以上ノモノトスルコト

四 特別決濟方法ヲ適用スベキモノニ付テモ、特別ノ事情アルモノハ當事者ノ申請ニ依リ之ニ依ルヲ要セザルモノトスルコト